

産業廃棄物に係る通知

環境省

JW座談会

事業報告

コラム

連載「語る」

産廃クローズアップ

行政のうごき

電子マニフェスト情報

センターだより

担当者スポット

環循規発第 1903283 号

環循施発第 1903281 号

平成 31 年 3 月 28 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について (通知)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下、「PCB 廃棄物」という。)の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

低濃度 PCB 廃棄物については、主に廃重電機器等について、処理が進められてきたところであり、その廃重電機器等における PCB 汚染物の該当性の判断については、これまで「重電機器等からの微量の PCB が検出された事案について」(環廃産発第 040217005 号)において通知した考え方に沿って、判断がなされてきたところである。

そうした中、昨今では塗膜くずを中心として多様な低濃度 PCB 汚染物の処理が進められてきており、低濃度 PCB 汚染物の該当性の判断基準について一部不明確であったことから、自治体の判断が分かれていることなどが課題となり、PCB 廃棄物の適正な処理の推進において支障となってきた。

こうした背景を踏まえ、環境省では、「平成 30 年度低濃度 PCB 廃棄物の適正処理推進に関する検討会」及び「第 26 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において、これまで通知によって判断基準が明確化されてきた廃重電機器中に使用された絶縁油以外の低濃度 PCB 汚染物の該当性の判断基準について検討を行い、下記の通り基本的な考え方をとりまとめたので通知する。

ー以下、略ー

環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/recycle/1903283.pdf>

環循施発第 1905161 号

令和元年 5 月 16 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

試験研究に用いる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所の変更の取扱いについて (通知)

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。)については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。)第 10 条第 1 項に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成 13 年政令第 215 号)

第6条により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の5箇所の処理施設の事業対象地域毎に異なる処分期間が設定されたため、保管事業者が、処分期間内の処分の履行義務を逃れることを目的とし、より処分期間の末日の到来が遅い事業対象地域に移動させることが考えられる。こうした行為は、高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがあることから、これを認めない趣旨で、PCB 特別措置法第8条第2項により、保管場所の変更が制限されている。なお、この趣旨に鑑み、高濃度 PCB 廃棄物の処分をする者である JESCO については、同項に基づく保管場所の変更の制限は適用されていない。

一方、試験研究に用いる高濃度 PCB 廃棄物については、保管事業者の保管場所から試験研究を行う施設に移動された後は、長期間保管されることなく、速やかに試験研究の用に供されることが明らかであることから、PCB 特別措置法第8条第2項の規定の趣旨に照らし、保管場所の変更の制限は適用されないと解すべきである。

ー以下、略ー

環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/recycle/http://pwcms.env.go.jp/recycle/poly/190516.pdf>

環循適発第 1905201 号

環循規発第 1905201 号

令和元年 5 月 20 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

廃棄物規制課長

（公印省略）

廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について
（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力、御協力いただいているところである。

さて、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、年間約700万トン程度が排出されているところ、平成29年末の中華人民共和国を始めとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置以前は、年間約150万トン程度のプラスチックくずが資源として輸出されていたが、平成30年の輸出量は約100万トン程度にとどまっているところである。これらの影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じているとの声が多く、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）から寄せられている。

これまで、環境省においては、廃棄物処理センター等の公共関与の産業廃棄物処理施設での受入促進を依頼しているほか、プラスチックリサイクル設備の導入に対する補助事業等を実施しているところであるが、それでもなお、国内での廃プラスチック類の滞留が解消されず、処理が逼迫している状況である。

こうした状況を踏まえ、下記の事項のとおり、当面の対策について示すこととするので、御協力願うとともに、貴管内の排出事業者及び処理業者への周知及び指導いただくようお願いしたい。

また、下記第八については、各都道府県一般廃棄物担当部局においては、管内市町村及び一部事務組合に周知いただくようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

ー以下、略ー

環境省ホームページ https://www.env.go.jp/recycle/pura_tuti_R10520.pdf